

## 令和2年からの源泉所得税の改正点

令和2年より、働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しするという観点から、所得税の大々的な改正が行われます。

メインとなる改正内容は、特定の収入のみに適用される「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の金額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用できる基礎控除の控除額を10万円引き上げるというものです。以下どのような影響が生じるのか詳細を解説します。

### 1. 給与所得控除と基礎控除の改正

上述のとおり、給与所得控除額が一律10万円引下げられ、これと同時に基礎控除額が10万円引上げられます。これだけ見ると、ほとんどの給与所得者にとってはプラスマイナスゼロとなりそうですが、一部の方は増税となる改正が含まれています。

下記の表の通り、給与所得控除額の上限額が195万円に引下げられ、また、上限額が適用される収入金額も850万円まで引下げられるため、年収850万円超の方は即増税となります。

〔給与所得控除額の計算〕 (単位:円)

給与の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万	55万
162.5万超180万円以下	A×40%	A×40%-10万
180万超360万円以下	A×30%+18万	A×30%+8万
360万超660万円以下	A×20%+54万	A×20%+44万
660万超850万円以下	A×10%+120万	A×10%+110万
<b>850万超</b> 1000万円以下		<b>195万</b>
1000万超	220万	

また、上述の通り基礎控除額は10万円引き上げられたものの、初めて「控除上限額の設定」と「所得により逓減制」が設けられ、合計所得金額2,400万円までは48万円の控除が受けられますが、それを超えると徐々に控除額が逓減していき、2,500万円を超えると適用なしとなり、高額所得者にとっては増税となっています。

〔基礎控除額の計算〕 (単位:円)

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
<b>2,400万円以下</b>	38万	<b>48万</b>
2,400万超2,450万円以下		32万
2,450万超2,500万円以下		16万
<b>2,500万超</b>		<b>適用なし</b>

### 2. 所得金額調整控除の創設

ただし、給与収入が850万円を超え所得税が増税となる場合でも、**子育て・介護世帯**については救済策がとられています。

それが新たに創設される**所得金額調整控除**です。

具体的には

- ①本人が特別障害者に該当する。
- ②23歳未満の扶養親族を有する。
- ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

のいずれかの場合に、給与等の収入額から850万円を控除した金額の10%を給与所得の金額から控除してくれる制度です。ただし、給与等の収入が1,000万円を超える場合には、1,000万円が上限です。

計算例1: 給与等の収入金額が900万円の場合

$$(900万円 - 850万円) \times 10\% = 10万円$$

計算例2: 給与等の収入金額が1,100万円の場合

$$(1,000万円 - 850万円) \times 10\% = 15万円$$

また、冒頭にお伝えした通り、「公的年金等控除額」についても今回一律10万円の引き下げ措置が行われているのですが、「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の両方がある方は、両方の減額の影響を受けてしまう(20万円の控除額減)こととなります。この事態を緩和するため、**いずれか一方の控除額減(10万円のみ)の控除額減**で済むような調整がこの「所得金額調整控除」内で行われます。

### 3. その他の改正

また、上述の各種改正に伴い**各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し**も合わせて行われました。

例えば、**扶養親族の合計所得金額要件は38万円から48万円に引上げられる**のですが、そうなった場合、皆様が気になる「扶養にできる103万円の壁」についてはどのようになるのでしょうか？

〔改正前〕

$$\text{給与収入 } 103 \text{ 万円} - \text{給与所得控除 } 65 \text{ 万円} = \text{38 万円}$$

〔改正後〕

$$\text{給与収入 } 103 \text{ 万円} - \text{給与所得控除 } 55 \text{ 万円} = \text{48 万円}$$

このように**103万円という扶養控除が適用できる給与収入範囲に変更はありません(従来通り)**。

同じ考え方で、勤労学生控除は130万円、配偶者控除は150万円、配偶者特別控除は188万円が上限のまま、適用できる給与収入の範囲に変更はありません。

### 4. 年末調整作業の複雑化

上記の改正に伴い、来年令和2年の年末調整からは、新たに「給与所得者の基礎控除申告書」、「所得金額調整控除申告書」が**年末調整関係書類に追加されること**となります。

追加されるのは令和2年の年末調整からなので正式には「確定」ではありませんが、国税庁の様式案を見る限り「配偶者控除申告書」に組み込まれるようです。

つまり、基礎控除・所得金額調整控除・配偶者控除のいずれかの適用を受ける場合は、この申告書の提出が必要となります。ほぼ全ての給与所得者が対象になると考えられますので、事前の準備なども含め、事務処理面での大きな負担増は避けられないでしょう。

なお、上述1.の改正により年収850万円以上、すなわち月額給与が70.8万円以上の方は源泉所得税が若干増えることとなりますので、令和2年1月分の給与の差引支給額が若干減少する点にご留意ください。